#### 報告 福 1

全 員 協 議 会 資 料 平成30年(2018)6月28日 健康福祉部市民課

# 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

近年、個人情報保護に対する意識が高まり、平成20年5月、国は法改正を行い住民 票の写し等を請求する際の本人確認を厳格にするなど、不正請求防止の対策を講じてき ました。それでもなお、第三者等による不正請求が想定されることから、住民票の写し 等の第三者交付に係る本人通知制度を導入し、不正取得の抑止や早期発見、個人の権利 侵害の防止を図ろうとするものです。

記

#### 1 概要

住民票の写し等を本人の委任による代理人や、第三者(弁護士、司法書士など)に交 付した場合に、事前に登録した者に対してその事実を通知するものです。登録手続は市 民課で行います。

### 2 対象者

- ・出雲市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者
- ・出雲市の戸籍に記載されている者

#### 通知対象とする証明書等

- ・住民票の写し(除票含む)
- 住民票の記載事項証明書
- ・戸籍謄抄本(除籍含む)
- · 戸籍全部(個人)事項証明書
- ・戸籍の附票の写し(除附票含む)
- ・戸籍の記載事項証明書

# 通知する内容

- ・証明書の交付年月日
- ・交付した証明書等の種別
- 交付通(件)数
- ・交付請求者(住所、氏名等は通知しない)
  - \*本人の委任による代理人
  - \*第三者

### 【内訳】

- ・弁護士又は弁護士法人
- ・土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人・税理士又は税理士法人
- ・社会保険労務士又は社会保険労務士法人 ・弁理士又は特許業法人
- 海事代理士
- ・その他 (債権者等)

- 司法書士又は司法書士法人

- ・行政書士又は行政書士法人

#### 5 対象外とする請求

- ・弁護士からの裁判、訴訟、刑事事件手続に係る請求
- ・国、地方公共団体等からの公用請求

#### 6 開示請求

本人が、住民票の写し等の交付内容について知りたい場合は、出雲市個人情報保護 条例第11条の規定に基づき、開示請求をすることができます。

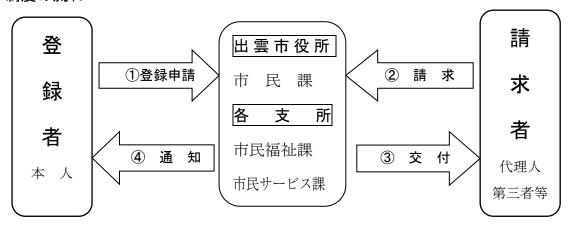
#### 7 実施時期

・登録受付開始日:平成30年 7月2日 ・本人通知開始日:平成30年10月1日

#### 8 周知方法

- ・広報いずも、ホームページ等への掲載
- ・チラシ等の配布

## 9 制度の流れ



#### 【参 考】

○他自治体の導入状況

# 県 内

大田市、浜田市、益田市、美郷町、邑南町、川本町、津和野町、吉賀町 (H30.6.8 現在) ※大田市の状況 (H30.6.8 現在)登録者数:199名

通知事例: 77件

# 全 国

\*導入市町村数 676市町村(H29年9月現在)

\*導入割合 39.3%

\*全市町村が導入している都道府県:大阪府、京都府、埼玉県、奈良県、

鳥取県、山口県、香川県、大分県